

7 障 福 第 1 2 3 号
令和7年4月24日

県所管障害児通所支援事業者 各位

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

障害児通所支援における児童指導員等加配加算に関する取扱いの変更について

日頃から、本県の障害児通所支援事業にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
標記について、下記のとおり取扱いを変更しましたので、通知いたします。
ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

記

1. 変更内容 詳細は別紙のとおり

2. 適用日 令和7年4月1日のサービス提供分から適用

3. 令和7年3月分までの過誤調整等の取扱いについて

本通知は、令和7年4月サービス提供分からの適用となります。今後請求内容の誤り等にて、令和7年3月以前のサービス提供分の返還等が生じた場合、変更前の取扱いを適用し過誤調整等を行ってください。

運営指導等にて、返還期間が令和7年3月分以前の算定方法と令和7年4月以降の算定方法で異なるケースが生じることにご留意ください。

【連絡先】
長崎県障害福祉課 管理班
TEL 095-895-2451

定員10名、児童指導員1名（常勤）、保育士1名（非常勤）を基準人員として配置する事業所で児童指導員等加配加算を算定している場合
 ※基準人員は斜線部分。加配職員は【加配】と表記。

例1 【変更前】

○基準人員に欠如がなく、加配職員が常勤換算1.0以上を満たしていれば、加配職員が不在の日も含めて開所日全日が算定可能。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	8	8	8			8	8	8		160
保育士（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
児童指導員2（常勤）【加配】	8	8	8	8	8			8	8	8		160
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	○											

【変更後】

○従来のとおり変更なし。

例2 【変更前】

○基準人員に欠如がなくても、加配職員が常勤換算1.0以上を満たさなければ、その月は全日算定不可。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	8	8	8			8	8	8		160
保育士（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
児童指導員2（常勤）【加配】	8	8	8	8	0			8	8	8		152
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	×											

【変更後】

○従来のとおり変更なし。

例3 【変更前】

○基準人員の欠如がある場合、基準人員へ優先して職員を配置する必要がある。その配置の結果、基準人員を満たして、かつ加配職員の常勤換算1.0以上の配置要件を満たせば、加配職員が不在の日も含めて開所日全日が算定可能。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	欠勤	8	8			8	8	8		152
保育士1（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
児童指導員2（常勤）【加配】	8	8	8	8	8			8	8	8		160
保育士2（非常勤）【加配】					8							32
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	○											加配計 184

3日（水）は基準人員の児童指導員1が有給休暇等による不在となり、加配職員の児童指導員2を配置する。
そのため加配職員の勤務時間から除くことになるが、保育士2と合算して常勤換算1.0以上を満たすため、開所日全日が算定可。

【変更後】

○従来のとおり変更なし。

例4 【変更前】

○基準人員に欠如がある場合、基準人員へ優先して職員を配置する必要がある。その配置の結果、基準人員を満たしても加配職員が常勤換算1.0以上を満たさなければ、その月は全日算定不可。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	8	8	欠勤			8	8	8		160
保育士（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
児童指導員2（常勤）【加配】	8	8	8	8	8			8	8	8		160
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	×											152

5日（金）は基準人員の児童指導員1が有給休暇等による不在となったため、加配となる予定だった児童指導員2が基準の人員となる。基準の人員として勤務する時間は加配加算の算定時間から除くため、常勤換算1.0以上を満たさないため、開所日全日が算定不可。

【変更後】

○従来のとおり変更なし。

例5 【変更前】

○基準人員の欠如があった場合、「その他の従業者」は基準の人員に入れないため、基準の人員を満たさない。
そのため、その月は全日算定不可。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	8	8	欠勤			8	8	8		160
保育士（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
その他の従業者（常勤）【加配】	8	8	8	8	8			8	8	8		160
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	×											

5日（金）は基準人員の児童指導員1が欠勤による不在となったが、加配となる予定だった職員は「その他の従業者」であるため基準人員の配置要件を満たすことができない。

基準人員を満たしていない日があるため、開所日全日が算定不可。

【変更後】

○基準人員の欠如があった場合、「その他の従業者」は基準の人員に入れないため、基準の人員を満たさない。
基準の人員を満たさない日の加配職員の勤務時間は、加配加算算定時間に含まない。

しかし、複数職員で常勤換算1.0以上を満たしている月は、基準の人員を満たさない日を除いて算定可。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	欠勤	8	8			8	8	8		152
保育士1（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
児童指導員2（非常勤）【加配】				8	8							32
その他の従業者（常勤）【加配】	8	8	8	8	8			8	8	8		160
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	○	○	×	○	○			○	○	○		

152
加配計

184

○基準人員の欠如があった場合、「その他の従業者」は基準の人員に入れないため、基準の人員を満たさない。

基準の人員を満たさない日の加配職員の勤務時間は、加配加算算定時間に含まないため、常勤換算1.0以上を満たさず、その月は全日算定不可。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	欠勤	8	8			8	8	8		152
保育士（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
その他の従業者（常勤）【加配】	8	8	8	8	8			8	8	8		160
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	×											

152

184

<加配職員が公休の場合>

○基準の人員に入れる職員が誰もいない場合、基準の人員を満たさない。

常勤換算1.0以上を満たしている月は、基準の人員を満たさない日を除いて算定可。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	欠勤	8	8			8	8	8		152
保育士1（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
児童指導員2（常勤）【加配】	8	8	公休	8	8	8		8	8	公休		160
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	○	○	×	○	○			○	○	○		

<加配職員が有給休暇等の場合>

○基準の人員に入れる職員が誰もいない場合、基準の人員を満たさない。

常勤換算1.0以上を満たしていなければ、その月は全日算定不可。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(略)	4週間の 勤務時間計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
児童指導員1（常勤）	8	8	欠勤	8	8			8	8	8		152
保育士1（非常勤）	5	5	5	5	5			5	5	5		100
児童指導員2（常勤）【加配】	8	8	有休	8	8			8	8	8		160
利用者数	10	10	10	10	10			10	10	10		
算定可否	×											

3日（水）は常勤である加配職員が病気で欠勤する場合や有給休暇の取得により不在。

基準の人員が欠如のため、加配加算の算定時間に含めることができない。常勤換算1.0以上を満たさず算定不可。

152

※なお、定員超過による基準の人員の欠如についても、上記例1から例5までと同様の取扱いとする。